

# 柏市災害廃棄物処理計画【概要版】

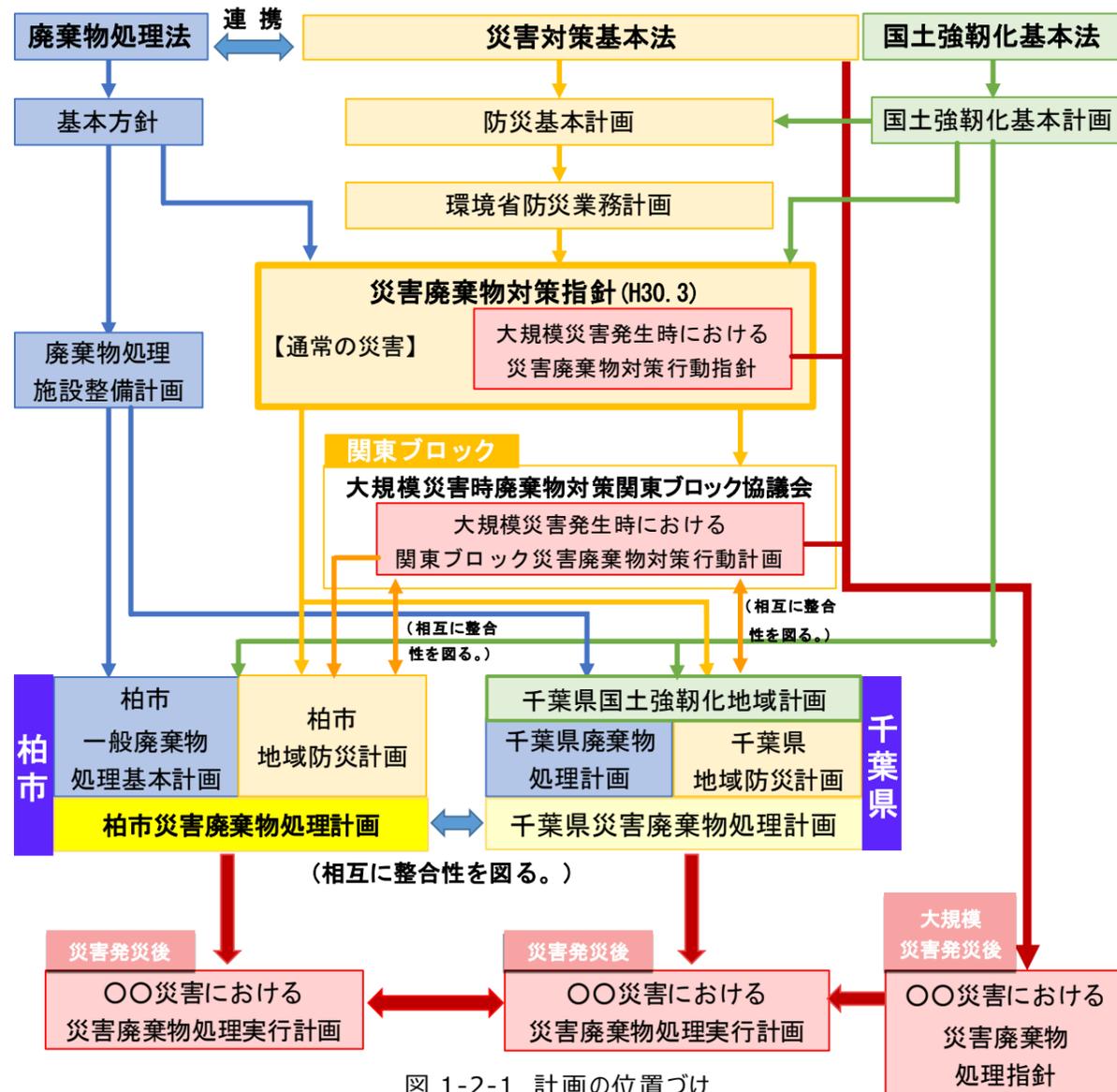
## 計画策定の背景・目的 (p.1)

近年、全国各地で発生している想定の子組みを超えた災害では、人的被害や物的被害に伴い、広範囲に膨大な災害廃棄物が発生しています。市民の生活環境を保全し、地域を早期に復旧・復興させるためには、これらの災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する必要があります。

そのため本市では、強靱でしなやかな災害廃棄物処理体制を構築し、災害廃棄物処理の必要事項を取りまとめ備えるための柏市災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という)を策定しました。

## 計画の位置づけ (p.3)

本計画は、環境省の示す災害廃棄物対策指針に基づき、千葉県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、柏市地域防災計画及び柏市一般廃棄物処理基本計画における災害廃棄物処理に関する事項を定めるものです。



出典：「千葉県災害廃棄物処理計画」(平成 30 年 3 月)を一部修正

## 想定する災害と災害廃棄物発生量の推計, 対象とする廃棄物 (p.16~37)

本計画では、柏市防災アセスメント調査に示された地震と、柏市洪水ハザードマップに示された水害を対象とし、災害廃棄物発生量を推計しています。

【想定する被害と災害廃棄物発生量】

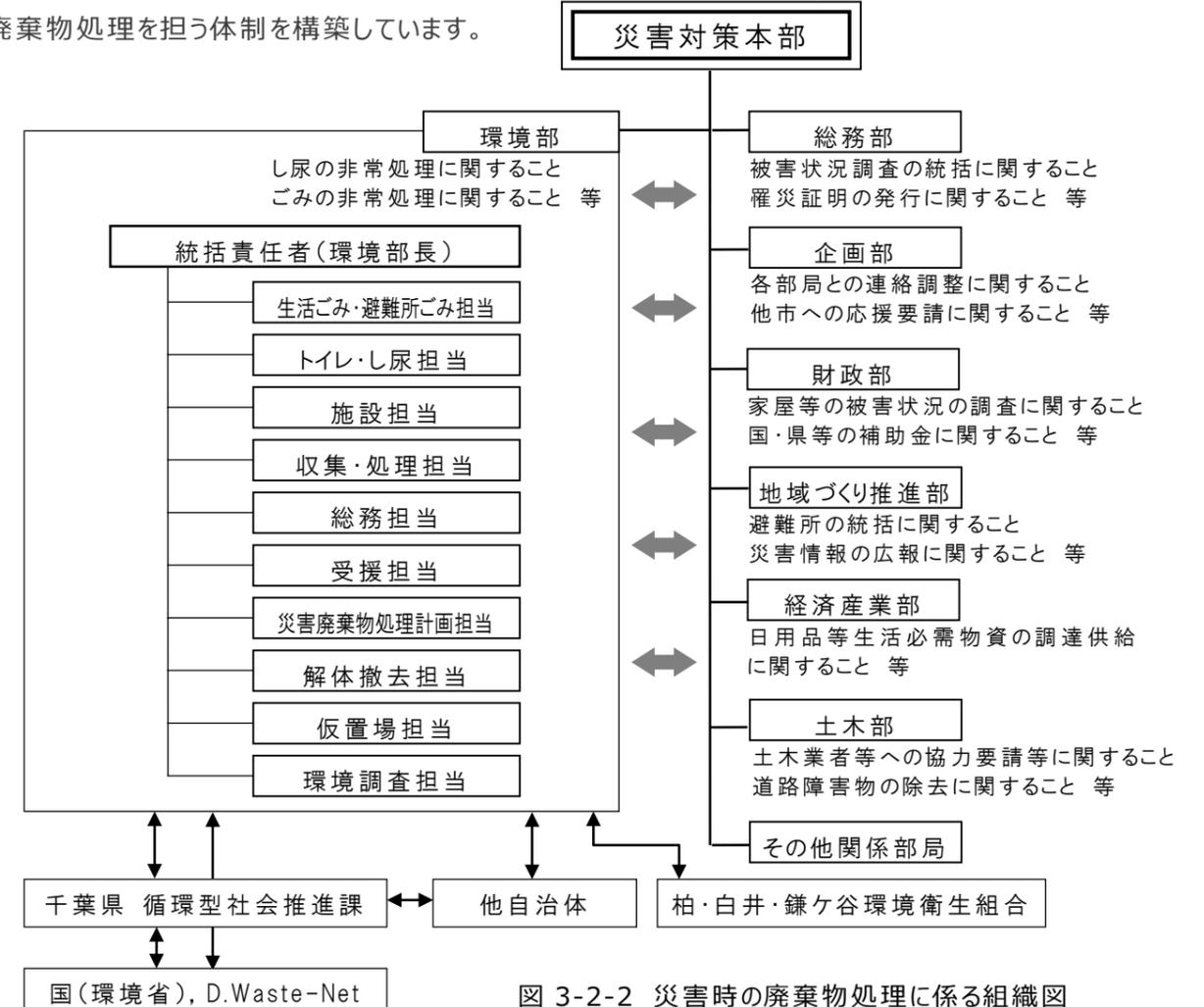
想定する災害の種類	災害廃棄物 (t)	一次仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )	避難所ごみ 発災 1 日後 (t/日)	し尿収集必要量 発災 1 日後 (L/日)
柏市直下地震(Mw7.3)	1,452,006	460,300	21.0	266,633
千葉県北西部直下地震(Mw7.3)	148,775	48,400	3.7	139,914
大正型関東地震(Mw8.2)	582,270	193,700	8.4	174,849
利根川等の氾濫による水害	287,144	76,573		

【対象とする廃棄物】

生活ごみ	平常時同様に家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される容器包装プラスチック類, 可燃ごみ, 使用済携帯トイレ等
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿, 災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと, 損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物等

## 災害廃棄物処理に係る組織体制 (p.44)

災害時における廃棄物処理には、様々な対応が求められることから、本計画では、あらかじめ災害廃棄物処理を担う体制を構築しています。



## 廃棄物処理基本方針 (p.57)

本計画では、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための基本方針を定めています。

基本方針	内容
適正処理の推進	大規模災害時には、膨大な量の災害廃棄物の発生が想定されるため、公衆衛生の悪化を防止し、適正処理を推進します。
迅速な対応・処理	被災からの早期復旧・復興を実現するため、廃棄物の種類に応じて迅速な対応・処理に努めます。
適切な処理期間の設定	発災後、被災状況に応じて目標期間を設定するが、大規模災害時においても、2～3年以内の処理完了を目指します。
リサイクルの推進	被災現場や仮置場での分別等により、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化を図るよう努めます。
既存施設の活用	市内の既存施設を活用することを基本とし、不足する場合は関係機関を通じて他自治体や民間事業者と協力を要請します。
協働体制の構築	災害時は、周辺市町村、県、国、民間事業者、市民、その他関係機関・団体等と協働して、早期の復旧・復興を目指します。

## 収集運搬計画 (p.67～70)

生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物（片付けごみ）の収集運搬方法は、被災後の状況に応じて平時の生活ごみ搬出場所（ステーション）で災害廃棄物を収集するステーション収集や災害発生時に指定する特定の場所でまとめて災害廃棄物を収集する拠点収集（住民用仮置場等）の実施を検討し決定します。

また、し尿の収集運搬車両は、本市には市保有のパキュームカーがないことから、災害時の応援協定に基づき民間事業者と協力を要請して確保するとともに、収集運搬車両が不足する場合は、協定に基づく他自治体への支援要請や、県を通じた支援要請を行います。

## 仮置場の設置 (p.71,77～79)

仮置場は原則廃棄物処理施設、公園、グラウンド等の公有地より選定しますが、不足する場合は、民有地の活用を検討します。

表 4-4-1 仮置場の定義、表 4-5-2 仮置場種類ごとの開設時期の目安

仮置場種類	開設時期の目安	定義
住民用仮置場	発災から数日後～1ヶ月程度	被災した住民が片付けごみ等を自己搬入する仮置場
一次仮置場	発災から数日後～1ヶ月程度	災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間分別・保管する仮置場
二次仮置場	発災から2～3ヶ月以降	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、その先の施設に搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理(破碎・選別)を行う仮置場

※開設時期は災害の種類・規模により異なる。

## 貴重品・思い出の品の取り扱い (p.96～97)

災害廃棄物撤去等で回収される物のうち、貴重品・思い出の品については別途回収保管し、所有者へ引き渡す機会を設けます。

表 5-3-1 貴重品・思い出の品の取扱ルール

定義	貴重品：財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属 思い出の品：写真、アルバム、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、カメラ、腕時計、卒業証書、賞状、成績表等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去現場で発見された場合はその都度回収。または、住民・ボランティアの持ち込みによって回収
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡し。本人確認ができる場合郵送も可

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）p.2-16に基づいて作成

## 各種相談窓口の設置及び広報・周知 (p.98～102)

平時から、災害廃棄物の分別や排出方法を周知するとともに、混乱に乗じた不法投棄を防止し、便乗ごみの排出や野焼き等の不適正な処理が行われることのないように市民へ啓発を行います。

発災後は、早期に災害廃棄物に係る総合窓口として災害廃棄物コールセンターの開設を検討します。また、通常の家系ごみの収集変更や仮設トイレのし尿収集等、複数の広報媒体を使用して市民へ速やかに広報・周知を行います。

## 受援・協力・支援体制 (p.103～107)

本市が被災し、本市の施設では災害廃棄物の処理において不足が見込まれる場合には、協定等に基づく協力・支援や、国・県を通じた協力・支援を要請します。

反対に、本市において、災害による被害がないまたは被害が少ない場合は、必要に応じて他自治体の廃棄物処理対応について、協定等に基づく協力・支援や、国・県を通じた協力・支援を行います。

大規模災害時には、行政だけの力で到底すべて対応することができないため、協定事業者等以外の民間企業やボランティアとも連携し、互いの得意分野を生かして役割分担することを検討します。

表 7-1-2 不足が見込まれる数量

	柏市直下地震	千葉県北西部直下地震	大正型関東地震
可燃物の処理(t)	144,307	0	43,535
不燃物の処理(t)	432,040	38,934	129,231
し尿の処理(kL)	201	74	109
仮設トイレ <sup>※</sup> (基)	1,655	701	964

※備蓄している仮設トイレの容量や、簡易トイレ、マンホールトイレの併用により数量は変動する